

大飯原発許可取り消し

耐震国審査に誤り

大阪地裁判決「基準」算定法批判

3・4号機

福井県や近畿地方の住民ら14人が、関西電力大飯原発3、4号機（福井県おおい町）について国の設置許可を取り消すよう求めた行政訴訟の判決で、大阪地裁は4日、許可を取り消した。森鉢一裁判長は、原発が想定する地震の最大の揺れを示す「基準地震動」について、「原子力規制委員会の判断に看過しがたい過誤、欠落があり、設置許可是違法」と述べた。2011年の東京電力福島第一原発事故後、国の設置許可を否定する司法判断は初めて。

故後に厳格化された新規制基準に適合するとして、設置許可を出していた。

(31面)関連記事、28面)判決要旨

国は関電など協議して、検討する方向で検討している。判断が確定しなければ許可取り消しの効力は発生しない。国による安全審査の妥当性が否定されたことで、他の原発にも影響を与える可能性がある。

耐震設計の妥安となる「基準地震動」の妥当性が最大の争点だった。関電は原発周辺の地層の調査や過去の地震データなどから、基礎地盤動を0.05g（分率は加速度の単位）と算定。規制委は17年5月、福島事

34倍の1-150gとなると想定する地盤規模を乗せて計算する必要があったと指摘。耐震性を判断する際、実際に発生する地震は平均値からかけ離れて大きくなる可能性があったと指

張っていた。住民側の弁護団は「全ての原発の基準地震動の設定に関する重大な問題。ただちに策定をやり直すべきだ」との声明を出した。原子力規制庁は「裁判所の十分な理解を得られなかった。今後、関係省庁と協議の上、適切に対応する」とのコメントを出した。関電は「極めて遺憾で到底承服できない。國と協議の上、適切に対応する」として、裁判決で覆された。

【鶴見区】
炉について、名古屋高裁は金沢支部が03年、原子力安全部会（当時）による審査に重大な誤りがあるとして設置許可を無効とする判断を出したが、05年の最高

大阪地裁判決、骨子

- ・関西電力は大飯原発3、4号機の耐震性判断に必要な地震（基準地震動）を想定する際、過去の地震規模の平均値をそのまま使い、実際に発生する地震が平均より大きくなる可能性を考慮していない。
- ・原子力規制委員会の審議や判断には看過しがたい過誤や欠落があり、不合理。
- ・規制委が2017年5月に出した設置許可是違法で取り消す。



① 30km
大飯原発
福井市
福井県
岐阜県
京都府
兵庫県
滋賀県
（31面）関連記事、28面）判決要旨
国は関電など協議して、検討する方向で検討している。判断が確定しなければ許可取り消しの効力は発生しない。国による安全審査の妥当性が否定されたことで、他の原発にも影響を与える可能性がある。
耐震設計の妥安となる「基準地震動」の妥当性が最大の争点だった。関電は原発周辺の地層の調査や過去の地震データなどから、基礎地盤動を0.05g（分率は加速度の単位）と算定。規制委は17年5月、福島事

34倍の1-150gとなると想定する地盤規模を乗せて計算する必要があったと指摘。耐震性を判断する際、実際に発生する地震は平均値からかけ離れて大きくなる可能性があったと指摘。耐震性を判断する際、実際に発生する地震は平均値からかけ離れて大きくなる可能性があったと指

張っていた。住民側の弁護団は「全ての原発の基準地震動の設定に関する重大な問題。ただちに策定をやり直すべきだ」との声明を出した。原子力規制庁は「裁判所の十分な理解を得られなか

った。今後、関係省庁と協議の上、適切に対応する」とのコメントを出した。関電は「極めて遺憾で到底承服できない。國と協議の上、適

切に対応する」として、裁判決で覆された。

【鶴見区】
炉について、名古屋高裁は金沢支部が03年、原子力安全部会（当時）による審査に重大な誤りがあるとして設置許可を無効とする判断を出したが、05年の最高

規制委は17年5月、福島事

関西電力 大飯原発3、4号機

1991年に3号機、93年に4号機が営業運転

を開始。出力はともに118万kW。2011年の福島第1原発事故後に停止したが、12年7月、夏の電力需給安定のため、当時の民主党政権の判断で全国で唯一再稼働した。定期検査で13年9月に停止。新規制基準への適合が認められ、18年3月に3号機、同5月に4号機が再稼働した。現在は2基とも定期検査で停止中。

「原発危険」8年届いた

（12/15 16日）
福島教訓 原告「国への警告」



森健一裁判長が「許可を取り消す」旨を宣ぐ渡すと、傍聴席はよろいで拍手がわき起つた。原告の人が、約100人が集まつた地裁正門前で、「勝ったぞ！」と叫び、「勝訴 設置許可取り消しを命ぜ」と記された旗を掲げた。原告は

大阪地裁の原発訴訟。「判決は市民や環境を守るために審めた」。大飯原発3、4号機（福井県おおいた町）に対する国の設置許可を取り消した4日の大阪地裁判決を受け、原告の住民のは「音に震え上りた。大津波に襲われた原発のもうさを響きした東京電力福島第一原発事故以降、原発の危険性と安全規制の不十分さを繰り返し訴えてきた住民のは、「もう原発を動かさない」と改めて国に求めた。

大飯許可取り消し

や支拂者は「全国の原発に影響を与えるがほんの少し」判決だ。「国は生ての原発訴えた。

判決後、大阪市内で開かれた記者会見。原告団の井同代表、小山菜々さん（80）が「みなさん、勝利しました。8年たって幽つて

「原子力規制委員会は判断の指摘をきちんと受け止めよう申し入れだ」と語った。

もう一人の共同代表、アーリーン・美織子・スミスさん（70）も「国は原発を動かそうとしている。国民は訴えただけではない」と強調した。

伊藤選、山本康介

地元自治体困惑

関西電力大飯原発3、4号機（福井県おおいた町）の地元自治体は、4日の大阪地裁判決を慎重に受け止め針と諮詢が確認できた。

米軍基地訴訟など担当 森健裁判長
関西電力大阪原発3、4号機の設置許可を取り消した大阪地裁の森健一裁判長（51）は、米軍基地を巡る裁判など民事や行政訴訟を多く手掛けてきた。

1997年に裁判官となり大阪、東京、那覇の各地裁や最高行政局などで勤務。今春から大阪地裁部統括事務となり大飯原発訴訟の審理を引き継いだ。那覇地裁時代の2016年12月、沖縄県の米軍北部訓練場のヘリコプター離着陸帯（ヘリパッド）建設工事を巡る仮処分で、完成後も米軍機の騒音は環境基準を下回るとし、差し止めを求める住民側の申し立てを却下した。18年3月には米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の名護市辺野古新設を巡り、県が国の工事差し止めを求める訴訟で、却下する判決を言い渡した。

古里の未来 守る



原発の危険性を訴え、原告になつた石地優さん=伊藤選撮影

地元の福井県から人が原告訴つた。その一人の若狭町の農業、石地優さん（67）が初弁論の途端で意識喪失してから8年。裁判長が國の設置許可を取り消したことについて、法廷に腰かけ付け「希望のある判決だ」と喜んだ。

入り組んだアレス海崖や三万五千渺で知られる若狭町は、大飯原発から30km以内に位置する。米農家の最奥として生まれた石地さんは大学卒業後、地元の電機部品メーカーに勤めながら、両親の農作業を手伝ってきた。数十年前から「安心・安全な暮らし」を実現させたいとの思いが強まり、原発に反対するようになつた。長年わたつて米の有機栽培を続け、野菜を育んだ。

2011年3月11日に起きた東日本大震災。東京電力福

の恩恵を受けてきた地元住民が抱える心中の複雑さは理解しているつもりだ。ただ福島第一原発事故が起きた石地さんだが、原発産業が起きれば古里を追い出されると心配感が拭いきれず、原告に加わった。

「将来の子孫のために原発をなくしたい」。原発の安

全性への疑問を法廷でも訴え

てきました。町は原発を経済へ貢献しようと努力をはじめました。また、福井県の杉本達治選は「判決の詳細を把握しておらず、司法の判断にしておらず、司法の判断にて申し上げる立場には認めよう申し入れだ」と語った。

もう一人の共同代表、アーリーン・美織子・スミスさん（70）も「国は原発を動かさない」と強調した。

「原子力規制委員会は判断の指摘をきちんと受け止めよう申し入れだ」と語った。【岩間雅紀】
伊藤選、山本康介

伊藤選は「大きな地震が来た結果で、間歇的な判断だ」と語った。
この日の判決は、想定される地震の最大の揺れを示す「基礎地盤動」の震度について、「超過しがたい過誤、欠落がある」と厳しく指摘。基礎地盤動は原発の耐震性判断の要となる重要な指標となるため、同じ算定方法に基づいて建てられた全国の原発にも影響する。小山さんは

彦井謙士は「大きな地震が来た時にどうするのか」と議論的で詮議を交めてきたが、論理的な詮議が全く出てこなかった」と振り返った。判決につづけ「大きな影響力がある。全ての原発で地盤動を監視するための議論が始まるだろう」と強調した。

「どうして、再稼働に同意しの住民が審議され、憂慮すべきだと考ふる」とハメント・トジ・ロベルトをはじめました。また、福井県の杉本達治選は「当選者は国が責任を持って対応していくものだと想つ」とのカスン・トモト・モウタ・リチャード